

兵庫県公報

平成25年3月5日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町振興課）	1
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	5

公布された法令のあらまし

●本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正により、知事が本人確認情報を利用することができる事務に児童福祉法による徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの等が追加されること等に伴い、当該事務を定める等所要の整備を行うこととした。

●財務規則の一部を改正する規則（規則第7号）

調定をした歳入に係る債権に関し歳入管理者が不納欠損を決定する場合を当該債権が消滅したときに限定することとした。

規 則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第6号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「別表第2の1」を「別表第2の1の2」に改め、同項を同表1の2の項とし、同表区分の項の次に次のように加える。

1 条例別表第2の1の規則で定める事務	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の徴収金（滞納処分費を含む。以下この項において「徴収金等」という。）の徴収に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 ア 徴収金等の納付義務者 イ 徴収金等の納付義務者の相続人 ウ 徴収金等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者 エ 徴収金等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者 オ 徴収金等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は徴収金等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
---------------------	---

別表第2の2の項中「第68条第2項」を「第68条第4項」に改め、同項の次に次のように加える。

2の2 条例別表	生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の返還金又は同法第77条第1項若しく
----------	---

第2の2の2の規則で定める事務	は第78条の徴収金の納付義務者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
-----------------	---

別表第2の5の項の次に次のように加える。

5の2 条例別表第2の5の2の規則で定める事務	<p>(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下この項において「法」という。）第12条第2項の返還金その他の返還金の納付義務者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(2) 法第23条第1項の徴収金（同条第2項において読み替えて準用する国民年金法（昭和34年法律第141号）第97条第1項の延滞金及び滞納処分費を含む。以下この項において「徴収金等」という。）の徴収に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 徴収金等の納付義務者</p> <p>イ 徴収金等の納付義務者の相続人</p> <p>ウ 徴収金等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>エ 徴収金等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>オ 徴収金等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は徴収金等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
-------------------------	--

別表第2の6の項の次に次のように加える。

6の2 条例別表第2の6の2の規則で定める事務	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第16条に規定する母子福祉資金貸付金又は同法第32条第5項に規定する寡婦福祉資金貸付金に係る償還金（母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第17条（同令第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の違約金を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
-------------------------	--

別表第2の10の項の次に次のように加える。

10の2 条例別表第2の10の2の規則で定める事務	農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による同法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金に係る償還金（同法第11条の違約金を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
10の3 条例別表第2の10の3の規則で定める事務	兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）第2条第1号に規定する県営住宅の家賃、同条例第18条第1項第1号若しくは第2号の敷金、同条例第33条第1項の共益費又は同条例第47条第3項若しくは第4項の徴収金の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第2の11の項の次に次のように加える。

11の2 条例別表第2の11の2の規則で定める事務	兵庫県港湾施設管理条例（昭和36年兵庫県条例第18号）第9条第1項又は第2項の使用料（延滞金及び滞納処分費を含む。以下この項において「使用料等」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若し
---------------------------	---

	<p>くは住所の確認</p> <p>ア 使用料等の納付義務者</p> <p>イ 使用料等の納付義務者の相続人</p> <p>ウ 使用料等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>エ 使用料等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>オ 使用料等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は使用料等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
--	---

別表第2の13の項中「第12条の2第1項」を「第12条の3第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>13の2 条例別表 第2の13の2の 規則で定める事 務</p>	<p>兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）第3条第1項の料金の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>
---	--

別表第2の14の項中「年金受給権者」を「兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）第6条第1項若しくは第2項の掛金の納付義務者又は同条例第10条に規定する年金受給権者」に改め、同表16の項の次に次のように加える。

<p>16の2 条例別表 第2の16の2の 規則で定める事 務</p>	<p>河川の流水占用料等の徴収等に関する条例（平成12年兵庫県条例第29号）別表第2に規定する土地占用料（同条例第4条の延滞金及び滞納処分費を含む。以下この項において「土地占用料等」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 土地占用料等の納付義務者</p> <p>イ 土地占用料等の納付義務者の相続人</p> <p>ウ 土地占用料等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>エ 土地占用料等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>オ 土地占用料等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は土地占用料等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
<p>16の3 条例別表 第2の16の3の 規則で定める事 務</p>	<p>海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例（平成12年兵庫県条例第31号）第2条第1項の占用料（海岸法（昭和31年法律第101号）第35条第2項の延滞金及び滞納処分費を含む。以下この項において「占用料等」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 占用料等の納付義務者</p> <p>イ 占用料等の納付義務者の相続人</p> <p>ウ 占用料等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>エ 占用料等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>オ 占用料等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は占用料等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
<p>16の4 条例別表</p>	<p>港湾区域等における占用料等の徴収に関する条例（平成12年兵庫県条例第32号）第</p>

<p>第2の16の4の規則で定める事務</p>	<p>2条第1項の占用料（同条例第5条の過怠金並びに延滞金及び滞納処分費を含む。以下この項において「占用料等」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 占用料等の納付義務者 イ 占用料等の納付義務者の相続人 ウ 占用料等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者 エ 占用料等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者 オ 占用料等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は占用料等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
<p>16の5 条例別表第2の16の5の規則で定める事務</p>	<p>看護師学生等修学資金貸与規則（昭和39年兵庫県規則第114号）第3条の修学資金に係る返還金（同規則第17条の延滞利息を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>

別表第2の20の項を次のように改める。

<p>20 条例別表第2の20の規則で定める事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士又は同条第2項に規定する介護福祉士としての業務に従事しようとする者に対する修学資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) (1)の修学資金に係る返還金（延滞利息を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
------------------------------	---

別表第3の1の項中「別表第3の1の項」を「別表第3の1の項事務の欄(1)」に改め、同表3の項中「別表第3の3の項」を「別表第3の4の項」に改め、同項を同表7の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>6 条例別表第3の3の項の規則で定める事務</p>	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第51条の4第4項の放置違反金（同条第13項後段の延滞金及び手数料並びに滞納処分費を含む。以下この項において「放置違反金等」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 法第51条の4第7項に規定する納付命令を受けるべき者 イ 放置違反金等の納付義務者 ウ 放置違反金等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者 エ 放置違反金等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者 オ 放置違反金等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は放置違反金等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
------------------------------	---

別表第3の2の項中「第94条第1項」を「第94条」に改め、同項を同表5の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

<p>2 条例別表第3の1の項事務の欄(2)の規則で</p>	<p>勤労生徒奨学資金貸与規則（昭和50年兵庫県教育委員会規則第1号）第1条の奨学資金に係る返還金（同規則第23条の延滞利息を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>
--------------------------------	--

定める事務	
3 条例別表第 3 の 1 の項事務の欄 (3) の規則で定める事務	旧地域改善対策奨学資金貸与規則（昭和62年兵庫県教育委員会規則第10号）第 2 条の奨学金又は通学用品等助成金に係る返還金（同規則第18条の延滞利息を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
4 条例別表第 3 の 1 の項事務の欄 (4) の規則で定める事務	旧高等学校奨学資金貸与規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第14号）第 1 条の奨学資金に係る返還金（同規則第20条の延滞利息を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 7 号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第44条第 1 項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。